

基金創立40周年プレ企画

「ポストコロナの日韓交流 ～新しい世界をめざして～」公募説明書

過去2年あまりの間、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により海外との往来は厳しく制限され、日本と韓国の間の人々の行き来もほとんどが中断してしまいました。

このため、これまで日韓の民間レベルで紡いでこられた草の根交流や学術交流、芸術交流なども、中断ないしは大きな変更を余儀なくされてきました。

一方、対面での交流の可能性を模索しつつオンラインでプログラムを実施する等、ざん新で多様な試みも行われています。

これらの体験を通じて、日韓間の民間交流は新たな次元に向けて進化しつつあるのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響はまだしばらくの間続きそうですが、他方で日韓間の人的往来の門戸は、徐々に開かれつつあります。このような状況を踏まえ、新たな交流プログラムやバージョンアップした事業を企画し、今後の日韓交流の機運を高めてくださる団体・グループを募集します。

(支援事業イメージ)

- ポストコロナ時代の日韓交流のモデルとなるような交流事業で、市民が主人公となり、できるだけ多くの参加者が裨益できるもの。
例：市民参加型の草の根交流として、対面とオンラインの両方の形式を取り入れるなど、持続的な実施が可能なプログラム（交流会、ワークショップなど）
- 日韓間の新しい草の根交流のあり方を示し、これから先、日韓交流に取り組もうとする人々に参考となる取組み。
例：交流実施団体の実務者や関連分野の有識者などが参加し、「新時代の日韓交流のあり方」をテーマに議論するシンポジウムなど。
- これからの日韓関係を担う若者世代や日韓両国の未来のために役立つ目的・テーマの下実施される企画。
例：若者による日韓の共通課題（少子高齢化、環境問題、就職問題、政治・外交、防災など）をテーマとしたワークショップなど

1. 対象となる事業

- ・時期：2022年度下半期（10月1日～3月10日）に実施される事業。
- ・形式：対面実施事業のほか、オンライン形式やハイブリッド（対面+オンライン）形式による事業も可。
- ・参加者：日韓両国以外の国や地域からの参加も可能。

申請資格

本プログラムに応募可能な団体は次の全ての項目を満たす必要があります。

- ① 非宗教・非政治・非営利の団体・グループであること。（個人での申請はできません。また、独立行政法人、外国政府、在日外国公館は対象外とします。）
- ② 非宗教・非政治・非営利の事業を実施すること。
- ③ 外務省及び他の省庁等から競争入札において指名停止の措置を受けていないこと。

2. 支援対象経費

(1) 支援上限額 300 万円

上記上限額の範囲内で事業経費の一部を支援します。

(2) 対象経費

次の通りとします。ただし、支援の可否と金額は、審査により、最終的に判断します。

① 対象となるもの

- a. 旅費（交通費、宿泊費、保険料など）
- b. 会議費（会場借用費、ビデオ会議システム利用料、機材借用費など）
- c. 諸謝費（通訳・翻訳謝金、講演謝金など）
- d. 資料作成費（事業に用いるための資料・ウェブコンテンツなどの作成費）
- e. このほか、事前の申告や相談のうえ、当基金が認めるもの

② 対象とならないもの

- a. 事業参加者の飲食にかかる費用
- b. 事業参加者に配布する記念品や「おみやげ」に類するものの購入費用
- c. 消耗品以外の物品購入費用
- d. 運営管理費の類（実施団体の取り分に当たる費用）
- e. 上記「①対象となるもの」に含まれるものであっても事前の申告や相談がなかった支出

*原則として、事業期間に発生した費用を対象とします。

*事業の変更・中止に伴うキャンセル料への充当は認められません。

3. 申請書類

申請にあたっては以下のものを提出してください。

- ① 企画書（指定書式、別添 3）申請書は日本語で記入するものとします。
- ② 日程案
- ③ 参加者名簿（申請時点で判明しているもの。後日参加者を公募する場合はその旨記

載してください)

- ④ 定款・規約（これに準ずる書類）、あるいは申請団体の活動現況をあらわす資料
- ⑤ 支援希望経費の積算根拠（見積明細書や料金設定のわかるもの）

4. 審査基準

審査は下記の審査基準に照らして行い、予算状況を勘案の上、採用案件ならびに支援金額を決定します。

なお、審査段階で申請内容について、申請団体実務担当者へのヒアリングを実施することがあります。

①企画の妥当性

- (ア) 日程案の妥当性。本事業の目的に資する内容となっているか。
- (イ) 事業計画の妥当性。支援事業イメージに沿った内容で、日韓相互理解の増進が期待できるか。
- (ウ) 予算計画に妥当性があり、かつ実効性があるか。費用対効果が期待できるか。

②実施体制・実績

- (ア) 実施体制は確立しているか。
- (イ) 作業スケジュールは現実的かつ妥当か。
- (ウ) 準備段階を含めた日韓共同作業の側面の充実度。

5. 申請手続き後の手順

申請手続き完了

* 当基金ウェブサイト掲載のオンラインフォームにて入力・送信後、
必要書類を8月19日（17時30分）までにメールにて送信してください。

↓

① 審査（申請内容について、実務担当者へのヒアリングを実施することがあります）

↓

② 採否正式決定 *9月中旬～下旬発表予定

↓

③ 送金（変更事項の有無を確認後、原則として事業実施1ヶ月前程度）

↓

④ 事業実施

↓

⑤ 報告書の提出（事業実施後2ヶ月以内に支援対象経費の領収証コピー添付の上、提出。
但し、2023年3月10日を超えないこと）

* 採否正式決定以後も、日程など内容に変更のある際は、都度報告していただきます。

6. 募集期間・申請書類の提出方法

2022年7月上旬～8月19日（金）（最終日の17時30分まで受付）

当基金ウェブサイト掲載のオンラインフォームに入力、オンラインにて受付・受付番号発行後、必要書類を下記のアドレス宛に上記期間内に送付してください。

送付先アドレス：new.nikkan@jkcf.or.jp

7. 結果通知

9月下旬までに当基金ウェブサイト上で採否を発表します。

- * 支援金額は申請金額を下回ることがあります。
- * 提出された書類は本件審査の目的にのみ利用し、結果に関わらず返却しません。
- * 選抜の経緯・理由についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

<p>《お問い合わせ》公益財団法人 日韓文化交流基金 担当：鬼海、岩本 担当者直通電話（080-9427-7822, 070-3149-6173） 代表電話：03-6261-6790 ファクシミリ：03-6261-6780 お問い合わせ対応時間：9:30～12:30、13:30～17:30（土日祝日を除く） URL：https://www.jkcf.or.jp メール：new.nikkan@jkcf.or.jp</p>
